

# 公正な事業遂行の取り組み

## インサイダー取引防止

当グループでは、インサイダー取引規制違反を踏まえ、再発防止の観点から情報管理等ルールや組織体制の強化・見直し、コンプライアンス意識の醸成、企業風土の構築や倫理観の浸透、また、それらに関する研修・教育に取り組んでいます。

### インサイダー取引 再発防止策の進捗状況について

当グループが2012年3月および6月に公表したインサイダー取引の再発防止策については、現在全て対応済みですが、引き続き、実施状況・定着状況について第三者(外部機関)による検証結果を含め、定期的なモニタリングを継続しています。

外部機関によるモニタリングでは、「各種再発防止策の有効性、実効性、十分性などに特段の問題は見受けられず、本件再発防止策の適切な運用が着実に定着している状況が確認された」(2013年度第3四半期モニタリング結果)との評価をいただいています。

## マネー・ローンダリング\*等防止態勢

当グループは、本人確認や疑わしい取引の届出等の対策を的確に実施するため、各種の態勢を整えています。例えば三井住友信託

銀行では所定の研修を実施し、社員の知識の継続的な維持向上を図っています。

※ マネー・ローンダリング(資金洗浄)とは、麻薬密売などの犯罪収益を金融機関口座や金融商品間で転々とさせ、不正な資金の出所を隠すことをいいます。テロリストや振り込め詐欺犯人等も、金融機関口座等の不正利用を行う場合があります。

## 反社会的勢力への対応

反社会的勢力とは暴力団や暴力団員のみでなく、これらに関係する個人や企業等、市民生活の秩序や安全に脅威を与える者・集団を指します。当グループでは、行動規範(バリュー)等において、反社会的勢力に対する毅然とした対応を貫くことを定めて社内外に宣言しており、反社会的勢力との取引防止のため、各種取引における調査やシステムチェック等の体制を構築しています。また、融資や受信等の各種取引に暴力団排除条項を導入しています。これは、反社会的勢力に取引を躊躇させ、また、取引開始後に反社会的勢力と判明したときに取引を解消させる契約上の根拠付けとなるものです。

取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力と判明した場合については、警察等外部専門機関と緊密に連携し取引解消等に向けた対応を行っていく体制を構築しています。